

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市地域公共交通網形成計画策定業務委託
担当部・課名	事業部 都市整備課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社建設技術研究所 大阪事務所 所長 小瀧 訓一 〒541-0045 大阪市中央区道修町1-6-7
契約金額(税込)	¥7,279,200円
契約締結日	令和元年 8月 8日
契約期間	契約締結の日～令和2年3月31日まで
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、阪南市公共交通基本計画に基づき、今後取り組むべき事業を取りまとめた阪南市地域公共交通網形成計画の策定とともに、阪南市地域公共交通会議の運営、計画策定後に予定している公共交通ネットワークの再編を見据えた地域との公共交通に関する勉強会の実施等、必要となる業務の支援を行うものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できるため、「阪南市地域公共交通網形成計画策定業務プロポーザル審査委員会設置要綱」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>「阪南市地域公共交通網形成計画策定業務プロポーザル審査委員会」では、株式会社建設技術研究所大阪事務所が本業務に関する目的を踏まえた提案がされていることや、他自治体における実績、業務実施体制等が高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、株式会社建設技術研究所大阪事務所と随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	風しん第5期 データ取込機能の追加委託
担当部・課名	健康部健康増進課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	810,000円
契約締結日	令和元年8月14日
契約期間	令和元年8月14日～令和元年9月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき<input checked="" type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p> <p>健康管理システムは、株式会社 南大阪電子計算センターが開発しており、予防接種のシステム使用及び保守、風しん追加的対策におけるクーポン券作成と送付にあたっては、同社と契約締結しているところです。 本事業におけるデータ取込機能の追加においては、このシステムを利用せざるを得ず、同社と契約する他ありません。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは、同社をおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うものです。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和3年度評価替えに係る阪南市標準宅地鑑定評価業務
担当部・課名	市民部 税務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	公益社団法人 大阪府不動産鑑定士協会 大阪市中央区今橋1丁目6番19号コルマーノ北浜ビル9階
契約金額(税込)	11,204,000円
契約締結日	令和元年8月20日
契約期間	契約締結日～令和2年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>固定資産税の算定基礎となる評価額は、地方税法409条の規定により3年毎に見直されています。令和3年度は同法同条に基づく基準年度であり、固定資産税の評価替えを実施しなければなりません。</p> <p>また、土地の評価については、固定資産評価基準第12節一の規定に基づき、標準宅地の適正な時価を求めるため、不動産鑑定士による鑑定評価等を活用することになっております。</p> <p>本件の標準宅地鑑定評価に関する業務は、単に固定資産の鑑定評価を行うのではなく、他の公的評価との均衡を図りつつ、同一時点で大量に実施するものであり、特に面的な均衡を図る必要があります。</p> <p>よって、不動産鑑定士相互間における鑑定評価価格の情報交換や均衡調整を図るために、鑑定士同士の調整が必要不可欠であり、大阪府内で鑑定士同士の調整を行っているのが、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会をおいて他なく、また、令和3年度の評価替えにおいても固定資産税納税者の信頼確保、適正で質の高い鑑定評価、各市町村間の鑑定評価の均衡調整を図る必要性があり、これらの業務を行うができるのは同協会をおいて他にない。</p> <p>以上のような理由により、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市下水道事業経営戦略策定業務委託
担当部・課名	事業部 下水道課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所 大阪市中央区今橋四丁目1番1号
契約金額(税込)	16,500,000円
契約締結日	令和元年8月23日
契約期間	契約締結日～令和3年3月31日
根拠規定 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/>特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーパートナーセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、総務省が令和2年度末までに各地方公共団体の公営企業に策定を要請している、下水道事業を将来にわたって安定的に継続していくための中長期的な基本計画である経営戦略の策定を委託するものである。</p> <p>当該業務については、価格だけでなく、業務遂行能力、事業内容、実施環境等、総合的な観点から契約の相手方の候補者を選定する必要があるため、「阪南市下水道事業経営戦略策定業務プロポーザル審査委員会」を設置し、プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととした。</p> <p>「阪南市下水道事業経営戦略策定業務プロポーザル審査委員会」にて審査及び評価を行った結果、有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所が本業務に関する目的を踏まえた事業企画がされていること及び業務内容についても安定した実績があることが高く評価できるとして、本事業の受託事業者の最適者として選定した。</p> <p>以上のことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき、有限責任監査法人 トーマツ 大阪事務所と随意契約する。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	ウイルス対策ソフトウェアライセンス更新業務委託
担当部・課名	市長公室 秘書広報課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	(株)南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4-2-22
契約金額(税込)	1,297,296円
契約締結日	令和元年8月30日
契約期間	令和元年9月1日～令和元年9月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>標記業務は、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築した府内インターネットシステムを構成するサーバ及びクライアント機器のウイルス対策ソフトウェアライセンス更新業務であり、電算室での設定更新作業、ウイルス対策システムの動作チェック及び障害発生時に復旧に向けた迅速な対応(障害箇所の特定や復旧時のシステム調整等)が必要不可欠であるため、同システムを導入・構築した(株)南大阪電子計算センター以外の事業者では対応が不可能である。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは(株)南大阪電子計算センターをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	人形劇「11ぴきのねことへんなねこ」公演業務委託
担当部・課名	生涯学習部 図書館
契約相手方の名称(商号)及び所在地	有限会社 人形劇団 クラルテ 大阪市住之江区南加賀屋 3-1-7
契約金額(税込)	¥864,000-
契約締結日	令和元年 8月 30 日
契約期間	契約締結の日 ~ 令和元年 11月 4 日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p>■ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>□ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p>□ 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p>□ 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p>□ 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p>□ 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p>□ 運送又は保管をさせるとき</p> <p>□ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p>□ 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバーハウスセンター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p>□ 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p>□ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p>□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p>□ 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p>□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務委託は、大阪府新子育て支援交付金「絵本で育む子どものふれあい事業」により、阪南市立図書館開館30周年記念行事として、絵本を題材とした人形劇「11ぴきのねことへんなねこ」の上演を行うものである。『11ぴきのねこ』は阪南市立図書館において、昨年度の児童書での貸出回数が第1位となった絵本であり、観劇を通じて、子ども・家庭・地域でのふれあいの機会が増加し、図書館への来館を促し、本に親しむ機会を提供するという目的に最適であるとみなした。</p> <p>この演目は人形劇団クラルテのみが実施しており、他の業者では実施できない。</p> <p>以上のような理由により、本業を委託できるのは有限会社 人形劇団クラルテをおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	火葬場解体及び周辺整備工事監理業務委託
担当部・課名	事業部・事業総務課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社栄和設計事務所 大阪府大阪市福島区福島5丁目17番21号
契約金額(税込)	792,000円
契約締結日	令和元年8月30日
契約期間	契約締結日～令和2年1月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/>契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/>試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/>市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/>国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/>学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/>運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/>プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>工事監理業務は、設計内容を工事業者に指導、伝達等を行い、設計図書のとおり施工されていることを監理しなければなりません。</p> <p>また、設計図書に定められた限られた期間内に工事を進めていかなければならず、現場で発生する当初想定し得ない様々な問題や変更についても迅速に対応しなければなりません。設計者と監理者が異なると、工事が進捗する中で、監理者が設計図書の意図等を迅速に把握し、かつ工事業者に対し、十分な指導等を行うことは困難であることから、円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがあります。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本工事の設計者である株式会社栄和設計事務所と随意契約を行うものであります。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	平成31年度児童扶養手当システム制度改正対応
担当部・課名	こども未来部こども家庭課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号
契約金額(税込)	2,774,200円
契約締結日	令和元年8月30日
契約期間	契約締結の日～令和2年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>児童扶養手当の現行システムは、(株)南大阪電子計算センターが導入・構築したものであり、既設部分のシステム改修を行う上で、既設システムにトラブルが生じた場合、他の業者では責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、制度改正に伴うシステム変更で対応できるのは、同社しかない。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは、(株)南大阪電子計算センターを置いて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。</p>